

◇静岡県業務委託契約約款（建築設計）の制定について

1 制定の理由

これまで、建築設計業務委託は、静岡県業務委託契約約款（国土交通省の公共土木設計業務等標準委託約款に準拠）により契約してきた。

令和2年4月の改正民法の施行等に伴う国土交通省の公共建築設計業務標準委託契約約款の改正を契機に約款の内容を検討した結果、建築設計業務委託は、公共建築設計業務標準委託契約約款に準拠することとし、静岡県業務委託契約約款（建築設計）を新たに制定した。

2 内容

- (1) 現在の静岡県業務委託契約約款における著作権、技術者、契約不適合責任期間等にかかる条項について、公共建築設計業務標準委託契約約款の内容に置き換え又は追加し、建築設計業務委託に不要な条項は削除した。
- (2) 静岡県業務委託契約約款と異なる主な内容は、以下のとおり。
 - ・著作権の帰属、著作権の利用の許諾、著作者人格権の制限、著作権等の譲渡の禁止、著作権の侵害の防止について定めた。
 - ・契約不適合責任を請求できる期間を、成果物の引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年以内とした。ただし、その場合であっても、成果物の引渡しの日から10年以内とした。
 - ・建築士法第22条の3の3に定める記載事項に係る書面について、契約書に添付する書面として約款に追加した。

3 施行期日

令和3年4月1日施行とする。